保育所の役割・機能の概念図

資料２－２

保育所の目的

（児童福祉法第39条）

保　育　に　欠　け　る　乳　幼　児　の　保　育

- 保護者の労働等により日中家庭での保護・養育を受けられない子ども
- 乳幼児を保護し育てること（健全な心身の発達を図る）
  ↓
  豊かな人間性をもった子どもを育成

保育所の目的を達成するための方法

養護と教育が発達過程（０～６歳）に応じて一体的に発揮

養　護

生命の保持と情緒の安定

・健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供すること
・食事、排泄、睡眠、衣服の調節等

＋

教　育

人間形成の基礎を培う発達援助

・生涯にわたる生きる力の基礎を育てること
・ねらい～心情、意欲、態度
・内容　～五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）

「保育」という言葉は、乳幼児期の保護養育と教育を一体的に捉えた用語

入所児童の保護者への支援

○保護者との協同による子育て力向上の支援（育児や親子関係に関する相談・助言、情報提供など）
○就労支援（延長保育などの特別保育の実施）

地域の在宅子育て家庭への支援

（児童福祉法第48条の３）

○専門性の活用（育児や親子関係に関する相談・助言、情報提供など）
○場の提供（一時保育、親子の交流、保育体験など）

役割･機能

子どもにとっての機能

保護者にとっての機能

一体的に発揮

＊保育士の業務～児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと（児童福祉法第１８条の４）